

第2編 震災特例法に関する改正

○ 震災特例法に関して、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等																
<p>(1) 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2④一へ・二へ、25の2④一へ・二へ）</p> <p>（震災特例法17の2①、25の2①）</p>	<p>○ 復興居住区域に係る措置について、次の改正が行われました。</p> <p>イ 福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得等をする被災者向け優良賃貸住宅の特別償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平29.4.1～ 平32.3.31に取得等</th> <th>平32.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25%</td> <td>25%</td> <td>17%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供したものについては、引き続き、25%の特別償却割合が適用されます。</p> <p>ロ 福島県又は福島県の区域内の市町村以外の認定地方公共団体の指定を受けた事業者が取得等をする被災者向け優良賃貸住宅の税額控除割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平29.4.1～ 平32.3.31に取得等</th> <th>平32.4.1～ 平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8%</td> <td>8%</td> <td>6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注） 福島県又は福島県の区域内の市町村の認定地方公共団体の指定を受けた法人が取得等をしてその認定に係る復興居住区域内において賃貸住宅供給事業の用に供したものについては、引き続き、8%の税額控除割合が適用されます。</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで4年延長されました。</p>	改正前	改正後		平29.4.1～ 平32.3.31に取得等	平32.4.1～ 平33.3.31に取得等	25%	25%	17%	改正前	改正後		平29.4.1～ 平32.3.31に取得等	平32.4.1～ 平33.3.31に取得等	8%	8%	6%	—
改正前	改正後																	
	平29.4.1～ 平32.3.31に取得等	平32.4.1～ 平33.3.31に取得等																
25%	25%	17%																
改正前	改正後																	
	平29.4.1～ 平32.3.31に取得等	平32.4.1～ 平33.3.31に取得等																
8%	8%	6%																
<p>(2) 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2の2、25の2の2）</p>	<p>○ 対象地域に認定特定復興拠点区域復興再生計画に記載された特定復興拠点区域が追加されました。</p>	<p>福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平29.4.28現在審議中）の施行の日から施行されます。</p>																
<p>(3) 避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2の3①②、25の2の3①②、改正法附則1十八）</p>	<p>○ (2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>(2)の適用時期等となります。</p>																
<p>(4) 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3の2、25の3の2）</p>	<p>○ (2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>(2)の適用時期等となります。</p>																
<p>(5) 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人</p>	<p>○ (2)と同様の改正が行われました。</p>	<p>(2)の適用時期等となります。</p>																

改正事項	改正の内容	適用時期等														
<p>税額の特別控除（震災特例法17の3の3①、25の3の3①、改正法附則1十八）</p>																
<p>(6) 申告要件の見直し（震災特例法17の2⑦、17の2の2⑦、17の2の3⑦、17の3③、17の3の2③、17の3の3③、25の2⑧、25の2の2⑦、25の2の3⑦、25の3③、25の3の2③、25の3の3③）</p>	<p>○ 当初申告の確定申告書等に適用金額を記載した場合等に限り適用を受けることができる制度のうち税額の一定額を上限とする次の制度について、納税者の立証すべき事項（適用対象資産の取得価額、給与等の額等）及び当初申告が必要であることが明確化されるとともに、要件を満たす場合には税額控除額を変更できることが明らかにされました。</p> <p>イ 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ロ 企業立地促進区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ハ 避難解除区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ニ 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ホ 企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</p> <p>ヘ 避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除</p>	—														
<p>(7) 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却（震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則98①②、101①②）</p> <p>（震災特例法18の2①、26の2①、改正法附則98①②、101①②）</p> <p>（震災特例法18の2①、26の2①）</p>	<p>○ 割増償却割合が次のとおり引き下げられました。</p> <table border="1" data-bbox="491 981 1118 1178"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐用年数</th> <th rowspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>平29.4.1～平31.3.31に取得等</th> <th>平31.4.1～平33.3.31に取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35年以上</td> <td>70%</td> <td>56%</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>35年未満</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>20%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 対象地域から復興居住区域が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成33年3月31日まで4年延長されました。</p>	耐用年数	改正前	改正後		平29.4.1～平31.3.31に取得等	平31.4.1～平33.3.31に取得等	35年以上	70%	56%	28%	35年未満	50%	40%	20%	<p>平29.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>同 上</p> <p>—</p>
耐用年数	改正前			改正後												
		平29.4.1～平31.3.31に取得等	平31.4.1～平33.3.31に取得等													
35年以上	70%	56%	28%													
35年未満	50%	40%	20%													
<p>(8) 福島再開投資等準備金（震災特例法18の8、26の8）</p> <p>（震災特例法18の8⑧⑨⑩～⑫、26の8⑨⑩⑭～⑯、震災特例法規6の7③④、9の7③④、改正法附則1十八、99、102）</p>	<p>○ (2)と同様の改正が行われました。</p> <p>○ 適格分割により準備金を引き継ぐ等の措置が追加されました。</p>	<p>(2)の適用時期等と同じとなります。</p> <p>福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平29.4.28現在審議中）の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p>														
<p>(9) 特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例（震災特例法20⑩、28⑫、改正法附則1三、100、103）</p>	<p>○ 全部取得条項付種類株式の端数処理、株式併合の端数処理及び株式売渡請求による対象法人の完全子法人化（非適格株式交換等に該当するものに限ります。）が行われた場合には、特別勘定の金額を取り崩すこととされました。</p>	<p>平29.10.1以後に行われる株式交換等について適用され、同日前に行われた株式交換については、従来どおり適用されます。</p>														